

生産施設面積率一覧

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設の面積の割合 (γ)
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、 コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第二種	伸鉄業	40%
第三種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほ うろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45%
第四種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第五種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第六種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油 精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。) 高炉による製鉄業	60%
第七種	その他の製造業、ガス供給及び熱供給業	65%

既存生産施設用敷地計算係数一覧

業種の区分		既存生産施設用 敷地計算係数 (α)
一	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1.2
二	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業(清酒製造業を除く。)、動 植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合 板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、 化学工業(ソーダ工業、塩製造業有機化学工業製品製造業(合成染料・ 有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。) 、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬品原薬製造業を除く。) 、石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業を除く。)、タイヤ・チューブ 製造業、窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器 ・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝 石製造業を除く。)、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延 業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄 素型材製造業(可鍛鉄製造業を除く。)、非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鑄 物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車 製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理 業(長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。)、 航空機製造業、]航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器 製造業、電気供給業及びガス供給業	1.3
三	有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化 性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、コークス製造業、板ガラ ス製造業、生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部 分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボッ ト製造業を除く。)、はん用機械器具製造業([動力伝導装置製造業、消 火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属 品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・ 同部分品製造修理業(注文製造・修理)を除く。)、発電用・送電用・配電用 電気機械器具製造業(配線器具・配線附属品製造業を除く。)、産業用電 気機械器具製造業及び船用機関製造業	1.4
四	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製 錬・精製業	1.5